

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所第1，2号機及び玄海原子力発電所第3，4号機 設計及び工事計画（A型及びB型燃料体））【5】」

2. 日時：令和3年6月9日 14時30分～15時50分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官◎、仲管理官補佐、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力燃料技術グループ 副長◎ 他7名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 説明事項リスト
- ・資料2-1 川内原子力発電所第1号機 設計及び工事計画認可申請書【A型燃料集合体】補足説明資料
- ・資料2-2 川内原子力発電所第1号機 設計及び工事計画認可申請書【B型燃料集合体】補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁のニシウチです。それではこれから川内と玄海の原子力発電所の施行にですね、燃料体に係る設計工認に係るヒアリングを5回目ですね始めたいと思います。
0:00:16	それでは九州電力のほうから説明をお願いします。
0:00:21	九州電力のイケダでございます。本日は限界仙台の燃料体設工認、第5回の定例ヒアリング
0:00:32	でございます。よろしく願いいたします。まず資料ですけれども、うちから移行提出しています資料ですけれども、三つございます。まず右
0:00:44	お手元にあるかと思えますけれども、右肩資料1Hになっておりますものがいただいたコメントに対する
0:00:55	回答内容です。説明事項リストとして、
0:00:58	50ページで抜粋という
0:01:01	ほかに資料2-1と資料2-2を準備しております。こちらにつきましては、説明事項率と2ページ、説明配当している内容を御最初まず補足説明資料の7、名後の7-1と7号に
0:01:20	の部分で今回御提出しておりますので本日はこちらに基づきまして、御説明していきたいと思っております。
0:01:30	進め方はもうこちらから説明事項リストに基づいて説明して参りますけれども、よろしいでしょうか。
0:01:38	はい。
0:01:40	規制庁ニシウチです。よろしく申し上げます。
0:01:44	はい。それでは開始いたします。ます。
0:01:49	すいません九州電力のシバタでつつ、それでは資料の一番のナンバー説明事項リストのNo.8からご説明させていただきます。
0:01:59	ナンバー8ですけれども、
0:02:03	仙台A型の栄養目標ということで、
0:02:06	燃料被覆材の材料であるMDA及びザローンの記載の方法についてということで、仙台A型の燃料被覆材については、2種類の材料を要目表に記載しておりましたが、一つの燃料集合体としてそれらは混在するものではないということから、
0:02:26	綴つ鉄クロムにOF系ジルコニウム基合金またはという言葉を追加しまして、連通鉄2億削る購入幹合金と。
0:02:36	というふうに記載を見直しまして、さらに注釈に燃料体一体ごとに、いずれか一方の材料を使用するものとするという文言を追記することいたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:49	はい。
0:02:50	説明事項リストNo.8の説明としましては以上です。
0:02:54	はい。
0:02:57	はい。原子力規制庁ニシウチです。
0:03:01	説明は承知しました問題意識は一つの燃料集合体の中に燃料棒単位で被覆材単位の混在するように見受けられるような県要目表になっていたの、明確化ということでは内容は承知しました。特段規制庁が何も無いと思いますけれども、よろしいですかね。
0:03:21	では次の説明事項を続けてお願いします。
0:03:27	はい。
0:03:28	九州電力のオキツ説明事項リストNo.9について説明させていただきます。仙台B型の補足説明資料7-1に関してですけども、各性質に関する確認内容についてということで、各各精査核分裂
0:03:44	ウランを含むペレットにて考慮するものであり、燃料被覆材としては考慮不要であることがわかるように記載を見直してくださいと。
0:03:52	ありましたので、それを見直しております。具体的には資料2-1の
0:04:00	このページで言いますと、SN1A-(2)-1-7のページになります。
0:04:06	こちらのページの一番下の各性質のところ、赤字で記載を追加しております各性質は核分裂反応に係る影響確認するものであり、核分裂ウランを含むのペレットにおいて考慮する事項であるため、燃料被覆材としては考慮不要と。
0:04:24	いうふうに言葉を追加しております。
0:04:27	こちらの言葉については資料2-2についても同様に追加しております。
0:04:33	説明としては以上となります。
0:04:37	はい。
0:04:39	はい。規制庁ニシウチです。
0:04:42	まず、
0:04:45	確認したいのは、
0:04:49	これは
0:04:51	何に基づいて
0:04:54	いう、いうふうに考慮しているというところから説明をいただきたいんですけど。
0:04:59	例えばこのトピカルレポートなり、参考文献文献引用している文献があると思いますけども、そういった文献において覚せいする。
0:05:10	として考慮しているのは、ペレットの核分裂反応にかかる影響、
0:05:15	そういった文献とかで確認しているのでそれにならそれらの文献に基づいてこういった説明をしているとそういう理解でいいですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:28	エンシュウ電力の基底図、その通りでございます。
0:05:35	はい。
0:05:37	はい。規制庁ニシウチです。了解しますと、ちょっとその趣旨がもう少しわかるように明瞭に記載はいただければと思いますよろしくお願いします。
0:05:48	はい、承知だと九州電力の既設承知いたしました。
0:05:52	はい。ここは特段規制庁かないと思いますけど、よろしいですかね。はい、じゃあ次のツツイ説明事項続けてお願いします。
0:06:03	九州電力の柴田です。続きまして資料1のNo.10Aについて説明させていただきます。
0:06:11	補足説明資料7-1、表の1カッコす3分の3の化学的性質の記載について、ということで、ペレットとの相互作用を化学的安定性に分類している理由、及び待機CI性を化学的安定性2分、
0:06:31	病院せず、その他、その他の考慮すべき事項に分類している理由がわかるように注釈を追記しております。また相の13分の2の物理的性質のTH AIPCI全についても、
0:06:48	表の13分の3と同じ注釈を追記しております。
0:06:54	資料としましては、資料2-1の
0:06:59	右下のページ、SN1括弧に1-9をご覧ください。
0:07:08	こちらに※2と※3Aという事で注釈を追記しております。※2としまして、捕鯨ガドリニア入り二酸化ウランペレットとジルコニウム基合金被覆管との反応は、
0:07:24	被覆管内面に生じる恵山下層へのウランの拡散による本リング増形成が問題とならないことを確認しているため化学的に安定して共存する性質として化学的安定性に
0:07:39	分類すると、一定注釈を追記しております。つまり、ここでは、このペレットと被覆管との反応がPCIPCI破損に影響しないという意味で化学的安定性に分類しているというふうにしております。
0:07:58	その下、米三ですけれども、この上はPCI破損というこの現象ですね。PCI破損という現象はペレットと被覆管の接触による物理的作用及び腐食性FPIによる化学的作用が
0:08:14	重畳して生じるものです。従ってIPCISAというのは、物理的及び化学的性質の両方の性質によるものであるということから単一の性質によるものでないことを踏まえて、ここではその他の考慮すべき性質に分類しております。
0:08:33	こういった注釈を追記しております。
0:08:37	説明としては以上になります。
0:08:40	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:42	はい。原子力規制庁ニシウチです。
0:08:48	基本的には承知をしましてPCIの耐PCI線については、もう端的に。
0:08:55	物理的性質即答化学的性質の相互作用によって生じるものであってるのって、その他で分類したってそれだけということですよ。
0:09:09	はい、簡単に言うとそうだね。
0:09:12	そういった整理になります。
0:09:13	規制庁ニシウチです整理は了解しましたので、その上で前回のヒアリングの場でも説明あったと思いますけど、この耐PCI書の中でいわゆるFPガスに対しての化学的安定性は、
0:09:27	共存価格的に共存できるかどうかという部分については明確に確認をしているとそういう理解しておりますけども同じ認識でよろしいですかね。
0:09:38	はい、九州電力の柴田です。その理解で問題ないと思います。はい。
0:09:42	はい。規制庁Su値です。承知しました等では
0:09:49	私からは特段ないですけども他に規制庁側からよろしいですかね。
0:10:06	はい。
0:10:08	規制庁の中でちょっと細かいことで恐縮なんですけれども。
0:10:12	表1についてちょっと確認させてください。
0:10:15	一つは、
0:10:17	これ確認確認って書いてあるの確認者の九州電力が確認したってことでよろしいですか。
0:10:30	九州電力の柴田です。その通りです。
0:10:33	はい。
0:10:35	規制庁の中で使うかしこまりましたで物理的性質の
0:10:39	耐摩耗性で、
0:10:41	硬さ測定したのも九州電力ですか。
0:11:03	九州電力の柴田です。こちらに関しましては直接確認しているのは燃料メーカーのほうで確認してるんですけどもその結果をうちが九州電力として確認をしているということになります。以上です。
0:11:17	規制庁ナカです。同様にPCI性のところの試験の
0:11:24	試験結果ですとかとか、化学的性質の回外少子商業炉での実績っていうのも、これは、
0:11:33	メーカーのほうで確認した実績もしくは試験結果をという理解でよろしいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:54	すいません九州電力の柴田です。基本的にはその通りで明確にしてるんですけども、ナカ中には電力の共同研究とかですれうちが直接関わってるものもあります。以上です。
0:12:09	規制庁ナカです。
0:12:12	何か公開の文献になっている。
0:12:16	形っていう理解でいいんですかねそちらは。
0:12:22	そう。
0:12:23	九州電力の柴田です。その通りです。
0:12:27	規制庁ナカです。ではあのこの根拠なんですかといたら、この文献ですっていうものが御説明いただけるってことですね。
0:12:38	九州電力の柴田です。その通りです。
0:12:42	規制庁の中でそれじゃ、あともう一つだけちょっと細かいことで恐縮なんですけど、この表 1 の中のちょっと言葉使いであれなんですけど。
0:12:51	燃料被覆管被覆材っていう表現等、被覆材、あと、
0:12:56	15 分後ジルコニウム基合金被覆管って言うのはこれは
0:13:02	状況によって使い分けてるっていう理解で
0:13:04	よろしいですか。
0:13:47	九州電力はシバタでしょお待ちください。
0:15:50	すいません九州電力の柴田です。ちょっとこの資料の中でですね被覆材、ちょっと資料の中で被覆材と被覆管と出てきてるんですけども、意味は同じですのでちょっと資料の中が混在してますのでこちらの修正したいと思います。以上です。
0:16:07	旧町なかですわかりました。
0:16:10	私からは以上です。
0:16:16	はい。原子力規制庁ニシウチです他規制庁側からよろしいですね。
0:16:21	はい。ありがとうございますや続けて次の説明事項をお願いします。
0:16:31	中部電力のオキツ列続いてナンバー11-2 について説明させていただきます。仙台B型の補足説明資料 7-1 になります。技術基準規則第 23 条第 2 項への影響についてということで、
0:16:46	別記順によらない材料を使用することに対する技術基準規則第 23 条第 2 項への影響について追記するということ。
0:16:56	に対して補足説明資料の 7-1 を修正しております。具体的には資料 2-1 で言いますと、
0:17:08	右下のページ、SN1A-(2)の
0:17:13	1-6 のページになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:15	こちら概要のところでも7なお書きで追加しているところが追加したところがございます。なお設置許可基準規則第15条第6号及び技術基準規則
0:17:28	第23条第2項への適合性については、設置許可基準規則の解釈及び技術基準規則の解釈における燃料設計手法についてに基づいた評価条件帯評価手法にてジルコニウム基合金の材料物性を用いて強度評価を行い、
0:17:46	その適合性を確認していますジルコニウム基合金による影響については、ジルカロイ高と比較しても、強度評価の入力条件であるジルコニウム基合金の材料物性は同等であり、評価条件及び評価手法もそう言わないためその評価結果に有意な差はないとセキしております。
0:18:07	説明としては以上となります。
0:18:11	。
0:18:13	はい。規制庁に周知です。
0:18:16	ちょっと認識だけ確認をしたいんですけど、
0:18:22	この材料物性は同等っていうところは、
0:18:28	事実。
0:18:30	条件というんですかね、いわゆる化学成分がジルコニウム基合金とジルカロイ法で違うわけですけど、それが違っても、実際の実条件としてこれらの物性性質っていうのは、道東っていうことなのか。
0:18:45	それともその強度評価上入力している条件っていうのがいかなればある程度保守的に設定をされているものであって、その条件に影響がないっていうことなのか、どういう意味でどう通っていつているかだけちょっと確認したいんですけど。
0:19:15	九州電力のオキツれず、それと今回記載させていただいた熱膨張係数、ポアソン比縦弾性係数とかはジルカロイレポートジルコニウム基合金は一緒ですので、
0:19:29	えっと同じ値としております。ただこれ以外で、例えば腐食とかですね、通知が異なりますので、そういうところに関しては、
0:19:38	実際のジルコニウム基合金の物性値をですね、入力して評価をしております。
0:19:44	以上となります。
0:19:49	規制庁ニシウチです。承知しますと、
0:19:55	はい、承知しましてありがとうございます軽重が行う意向よりも少しよろしいですか。
0:20:01	はい、じゃあ次の説明事項続けてお願いします。
0:20:06	九州電力のオキツ続いてナンバー12について説明させていただきます。全台AB型の補足説明資料7-1で5号燃料導入以降の照射で実績についてとい

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	うことで、最新の燃料体設認以降の照射実績反映をしていない理由を追記することと、
0:20:26	ということに對しまして、映像具体的には資料 2-1 で言いますと、視点と、
0:20:33	下のページ、SN10-(2)-1-11 ページ目になります。
0:20:40	こちらのページの 3 ポツの一番最後のところにですねその旨を記載しております。
0:20:46	上記以降については新たに公開された照射データはなく、設計評価へ影響を及ぼすような乗車データも得られていないため、今回の設工認申請書における照射データは平成 22 年付の燃料体設計認可における照射データと同じ内容となっているということを追加追記しております。
0:21:06	説明としては以上となります。
0:21:10	はい。
0:21:12	はい。規制庁ニシウチです承知しましたと。
0:21:23	はい。
0:21:29	はい。ここで言ってる照射データというのは、
0:21:36	まあ単純な実績、
0:21:41	だけでなく、
0:21:43	実績がなければ関係ないの要はそういった値を反映すべきが知見とかも得られていないってということも含めてっていいんですよね。
0:21:55	九州電力のオキツその通りでございます。
0:21:58	ちょっと規制庁ニシウチです。ちょっとその調査データとだけ言うと、ピーのこの 5 号燃料に関する調査データにナカ限られた話にも見えてその他年の 4 発電炉とかでも他の燃料でもそういった事象とかも踏まえて現時点で反映すべき知見はないって趣旨も明確に説明をいただきたくてですね。
0:22:20	結局そういった治験が何か何か知られば当時の許可の想定をこのまま使っているのかって話もそうなるとそもそも施工の議論じゃないと思いますけども、そういった確認が必要になってくると思いますので、九州電力手間そういったものはないということを確認した上で今回設計しているということを明確に説明をいただければと。
0:22:39	思います。よろしく申し上げます。
0:22:54	はい。
0:22:55	それでは続けて規制庁ニシウチですけどまだ今まとめて説明と言いましたけど単純にこの資料上明確に記載しておいていただければというだけですよろしく申し上げます。
0:23:10	九州電力の基底図、承知いたしました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:14	はい。規制庁ニシウチです一応説明その反映すべきような知見が得られていないということ自体は前回のヒアリングでも確認をして説明いただいているものと思いますので単純に明確にな記載に起こしておいてくださいというだけです。よろしくをお願いします。
0:23:31	規制庁側からほかはよろしいですかね。はい、じゃあ、続けて次の説明事項お願いします。
0:23:38	。
0:23:42	九州電力のづいてな。
0:23:45	13について説明させていただきます。全体B型の補足説明資料7-1で燃焼度燃料における燃料被覆材に係る適合性の経緯について、ということで、時系列に沿ったまとめを追記するということに対する熱が、
0:24:00	具体的に資料2-1で言いますと、右下SN1Dayの(2)-1-12ページになります。
0:24:11	こちら4ポツまとめとして記載しております高燃焼度燃料における燃料被覆材に係る適合性の経営を上2としてまとめております。
0:24:22	弊社が設置許可申請をしたときからまた三菱原子燃料さんで言いますと、節に特に終えた経緯でまた三菱原子燃料さんで言いますと、当信頼性向上燃料、
0:24:38	採用したことで最終的に今回の設工認に至った経緯を提示しております。
0:24:44	最後にまとめとしまして表に示す通り設定本設工認申請対象の燃料体に使用するジルコニウム基合金に関わる設置許可基準規則第15条第5項及び技術基準、基準第23条第1項への適合性については、平成17年の設置許可よりジルコニウム基合金がジルカロイ方と、
0:25:04	同等以上の物理的及び化学的性質を有していることを確認しており、本設工認申請においても当該設置許可に基づく確認項目及び確認内容の説明を実施しているものであると、追記させていただきました説明としては以上になります。
0:25:22	。
0:25:24	はい。規制庁ニシウチです。承知しました端的にまとめられていただいて、共通認識も安くなったのかなと思います。
0:25:35	基本的にはあの当時の平成17年時点の許可で想定しているような検討事項等を
0:25:41	今回の申請においても同様にその設置許可に基づいた設計がされており、
0:25:46	特段それを変更する必要があるような知見整えられていないのでそのまま
0:25:53	今回1000申請をしていると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:55	ということで処置はしました。
0:25:58	ちょっと細かい点にはなるんですけども、一番最初の設置変更許可申請平成17年の許可の適合性概要の部分だと
0:26:08	共同評価の強度の話についても触れられていて、一方でそれ以降の説明だと、強度について触れられていなくて、ちょっとそのバランスだけ、要は23条の1項側だけ説明するようなまとめにしているのか、23条の2行も含めてまとめているのか。
0:26:25	ちょっとそのスズキ部分だけ明確に整理をいただいてまとめていただければと思います。
0:27:18	。
0:27:21	規制庁ニシウチですけども、音声聞こえていますか。
0:27:26	九州電力のイケダでございます。一つお待ちいただいてよろしいですか。
0:28:23	九州電力のオキツ案少し確認させていただきたいんですけども、こちら補足7-1に関しては、技術基準第23条の第1号について説明しておりまして、23条の第2項については先ほど説明させていただいた通り概要に、
0:28:42	なお書きで書かせていただいております。
0:28:45	なので、4ポツのまとめとしても、基本23条の第1項について説明するのがよいのかなと思っているんですけども、ニシウチさんの意図としては、今回設置変更許可申請書の適合性概要になお書きで書かせていただいているんですけど。
0:29:05	このようになお書きで、
0:29:08	各項目のところに追加するというイメージでしょうか。
0:29:13	。
0:29:15	規制庁に周知する。単純にですね、
0:29:19	結局あの適合性概要でいわゆる協働のほうの適合性についても触れられているように見えたので、であれば、全体を通してフレッツれるべきじゃないですかというだけで、さっき説明があった通りですね一番最初のなお書きの部分で全体として影響がないことを示しているので、
0:29:38	4ポツのまとめでは触れなくて、23条の1項にフォーカスしたまとめをしていますということであれば、そもそも許可の段階でノーな誤記も書かなくていいのかなとちょっと感じたところです。
0:29:50	御説明の数字を最初から最後まで通していただければというだけですので、はい。そこはもう一度すいませんあのこの補足説明資料についてはどこまで何を書いているんだっていうとご整理いただければというそれだけのコメントです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:07	所電力の既設の承知いたしました。弊社としては、補足 7-1 はですね、ずっと技術基準第 23 条第 1 項への説明をしていると。
0:30:19	思っておりますので、その資料の中で統一性を考えると、今回表 2 の設置変更許可申請のですね適合性概要になお書きを追加しているので、そこは削除しようと思いたしますがいかがでしょうか。
0:30:35	。
0:30:36	規制庁に周知です特に問題ありません。意見はありません
0:30:42	単純に我々としては基準適合に必要なパーツが説明されていけば特に問題ありませんので、それまとめから割くことについては特段の支障はありませんとだけ行いお答えさせていただきます。
0:30:56	一応電力のオキツ承知いたしました。ありがとうございます。はい。規制庁側からほかに何かありますか、現時点ではよろしいですかね。
0:31:07	はい、当座続けて次のコメントをお願いします。
0:31:11	。
0:31:13	はい、九州電力のオキツ続いてナンバー14 について説明させていただきます。
0:31:18	仙台B型補足説明資料 7-2 についてですが、燃料被覆材の主成分は炭素に関わる設置許可段階、設工認段階のそういう理由の期待についてということで、実の規定内容を踏まえた記載に見直すと周期
0:31:35	ことに対しましては、具体的にはツツイ資料 2-1 で見ますと、右下、A II N1、A-(2)のうちの 20 ページ目になります。
0:31:51	こちら
0:31:54	コメントを踏まえまして実際には実の解釈のほうに書かれているですね、文言を追加しております。
0:32:01	燃料被覆材の化学成分のうち 3 棟についてはべき基準に定められているジルコニウム公金燃料、
0:32:09	地区大の規格である実H4751 において化学成分の一つとして挙げられているもののカウント含有量は受渡当事者間の協定によるとされていることを踏まえ、基本設計である設置許可ではアーク成分として酸素を記載しておらず、
0:32:24	詳細設計である設計及び工事の計画においては酸素を記載していると。こちらの文言を追加いたしました説明としては以上となります。
0:32:36	はい。規制庁ニシウチです。
0:32:39	説明の数字で詳しく了解をしましたので、ちょっと確認をしたかったたいのですね、まさにこの規格の趣旨も含めて説明をいただければと思うんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	そもそものこの規格で酸素含有量が今日私当事者間の協定によるとされている理由を、
0:33:00	まず、説明いただいた上で、それはその理由を踏まえて、どういったプラントへの影響などを考慮して、この3措置を具体的に設定したのか迷うはどうするかというふうにして、その詳細設計をしたのか。
0:33:15	というそのその流れだけまた説明をお願いしたいんですけども。
0:33:24	九州電力の既設のまず事実の解釈にはですね、設計条件によって一義的に決められない規定値。
0:33:33	は、どう受渡間の協定事項として取り決めるという旨が記載されております。
0:33:40	実際に弊社としてどのような
0:33:43	落としているかといいますと、まずはですね、燃料メーカーのほうが
0:33:49	どうメーカーを選定するんですけども、製造メーカーの製造能力は持っている設備等にですね、3層の含有量ところが
0:34:00	影響を受けますので、まずは燃料メーカーと被覆管の製造メーカーでですね、3と日程のスペックを検討して、それが燃料メーカーとしてのメールのかどうかをですね。
0:34:14	燃料メーカーとしては国内外の試験結果とか過去の実績とかを踏まえて、ある程度酸素の
0:34:23	規定じゃ持っているんですけども、それに入るのかどうかというのをですね、燃料メーカーと製造メーカーで話して決めます。
0:34:30	切符の決めた後にですね、実際に製造メーカーが
0:34:36	欠陥を製造して問題なければ、続いて試験とか評価をして被覆管が燃料集合体として使用しても問題ないことですね、まだ燃料メーカーが確認します。
0:34:51	燃料メーカーとOメーカーがお互いに確認した後にそれを燃料メーカーがですね、閉鎖事業者に提案をして、
0:35:00	末の提案を聞いてですね、それは事業者として飲めるかを判断した後に、
0:35:07	事業者と燃料メーカーは合意を得て、被覆管を採用するという流れとなります。
0:35:13	内容としては以上となります。
0:35:17	。
0:35:19	はい。規制庁ニシウチです。ちょっと何点かですけども、まずは、
0:35:25	説明としてはまず設計条件で一義的に決められないので、酸素含有量を受け渡し当事者間の協定によるというふうにご規格で解釈をされていると、そこがまず1点目の確認ですがそういう認識でよかったですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:42	電力の基底図、その通りでございますが、規制庁ニシウチです。続けてですけど、その上で、今の説明だと設計条件だけじゃなくていわゆる燃料メーカーの能力製造能力っていうか、そういった条件を加味して、実際に設定しているというそういう説明でよろしいですか。
0:36:04	九州電力の補欠その通りでございます。
0:36:07	規制庁ニシウチです。説明は了解しましたそのうえで、最後に確認したいのはプラントへの影響っていうところなんですけど、プラントというかそもそもの原子力原資炉設計っていう意味でのそこへの影響なんですけど、そもそもこの酸素成分地の増減によって、
0:36:26	例えばどういったところに影響が出るのか、そもそも全く影響が出ない部分なのか、評価上何か期待していない部分なのか、そういったところの説明をお願いしたいんですけど。例えば酸素脆化とかいろいろ考えられる現象あると思いますけども、そういった各事象例えば安全評価でやっている各自治体の現象に対して、
0:36:43	この化学成分っていうのは特段影響はない。
0:36:47	から一義的な外浜設計条件とその燃料メーカーの製造能力から決めていると、そういう理解になるんですかね、ちょっとその原子炉への影響っていう観点での説明をお願いしたいんですけど。
0:37:01	九州電力のオキツ、燃料被覆材の炭素の既定値が
0:37:07	どれでもいいっていうわけではなくて例えば酸素が多いとですね、機械特性の性能が下がったりとか腐食性が下がったりっていうのがあります。
0:37:18	なので、
0:37:22	そういう下がる影響があるので、まああの実際につくるメーカーがこの設備、
0:37:29	持っている設備状況にもよるんですけども、その範囲に入るかっていうのが規定しないといけないところになります。
0:37:38	。
0:37:40	規制庁ニシウチです。御説明は了解をしましたオーエスジーとしては了解をしましたつまり設計条件っていうものにそもそも酸素含有量がどの程度、どの範囲におさまっていればいいって設計条件がまずあると。
0:37:56	それはもう今説明があったような機械特性の観点だとかそういったいろいろな観点でまずその幅が決まっていると。ただ、実際はその燃料メーカーの製造能力がそこに関わってくるので。規格の趣旨に照らして、具体的な詳細設計段階でそれを決めていると、そういう理解でいいですか。
0:38:13	九州電力の規定でその通りでございます。規制庁ニシウチです溶解しました、ちょっとまずその部分をまさに工認の詳細設計でやっているっていうことで所

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	あの工認マターの話と理解をしましたので、まずその説明は具体的に説明をまたお願いしてもいいですか。
0:38:33	今説明の中で機械特性って話はあったと思うんですけど、その他どういった影響があって、それらの影響を加味してこの幅におさまるように、まず含有量は収める設計条件を収める必要が設計条件としてまずある。
0:38:48	その上で、燃料製造メーカーの能力とか踏まえて具体的に設定しているというその一連の流れがまずわかるように、
0:38:55	具体的に機械設計のほかにもどういった観点で考慮が必要なのか。
0:38:59	それを踏まえてどういう幅で設定してるのかっていうところも明確に説明をいただければなと思うんですけども、いかがでしょう。
0:39:15	九州電力のオキツ場の、先ほど説明させていただいた内容を資料のところに追記するというのでしょうか。
0:39:26	はい。規制庁ニシウチです。まず資料に追記いただくとともに、先ほどプラントへの影響っていう観点で一つ機械的機械的性質強度っていう観点が挙げられたと思うんですけども、ほかにあるのであればそれも明記をいただいて資料にまず追記をいただければと。
0:39:44	その上でこちらでも確認をさせていただいて何かからまたヒアリングで事実確認をさせていただければなと思っています。
0:39:54	それ電力のオキツ承知いたしました。
0:39:57	はい。規制庁ニシウチですよろしく申し上げます規制庁がほかに、現時点で何かありますか。よろしいですか。
0:40:05	はい。次のコメント続けてお願いします。
0:40:20	背景とNo.15 の設問に対してとお答えさせていただきます。九州電力内とツイでございます。地方の対象といたしました添付資料 1-20 と説明項目といたしましてはマーケットの整合性本文 11 号における、いわゆる設置許可申請書の本文の記載事項の火線による識別の考え、
0:40:40	多分行ったところでございます。御説明内容につきましては、本文 11 号の下線部につきましては、別途設置公認の品質マネジメントシステムの記載事項との関係を端的に示している場所を識別してございますので具体的にはメルト前回あのと御指摘をいただいた。
0:40:58	本文 11 号の 7.5. 1 項についてはタイトルに風邪引いていて、その他の部分においては、そのタイトルで識別する部分が見当たらないといったところでご指摘のほう入れとちょうだいしてございますが、想定につきましては 7.5. 1 項、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:15	タイトルではなく、要求事項の該当箇所に河川の箇所を変更いたしまして、他の可処分燃えと整合のほうは図ってございます。No.15の説明につきましては以上でございます。
0:41:34	。
0:41:36	はい。規制庁ニシウチです。説明は承知しました。私から特段ないですけど、規制庁側かよろしいですかね。
0:41:44	はい。ありがとうございます。
0:41:47	本日九州電力から説明がある事項は以上という理解でいいですか。
0:41:59	九州電力の萩田でございます。はい。本日説明する内容については以上でございます。はい。原子力規制庁に周知です。
0:42:10	それではですね、主にちょっと申請書に照らしてちょっと確認事項を2点ほど大きく2点ほどちょっとさせていただければとツツイ、思います。
0:42:21	まずちょっと基本設計方針についてなんですけども。
0:42:26	仙台の1号の通せ公認のA型のほうの施工にの基本設計方針なんですけども、申請書のページで言うと2の(1)の10ページですかね。
0:42:38	原子炉本体の基本設計方針の部分ですけどお手元にありますでしょうか。
0:42:43	はい、九州電力です。はい、手元でございますのでお願いします。はい。
0:42:50	この1ボトルを浸透の部分の人11パラ目の5行目のもしくは以降のところですけど。
0:42:58	今回5号燃料の高燃焼度燃料の被覆材の部分については、このもしくはの部分で、具体的には基本設計方針を立てているものと、いうふうに呼んでいますけれどもまずその理解でいいですかね。
0:43:12	九州電力大熊でございます。その通りでございます。以上です。はい。規制庁ニシウチです。ちょっと問題意識としては確認された方法っていうところがちょっとあの明確じゃないかなと思っていて、
0:43:28	もう端的に今回行って
0:43:32	いわゆる別記10に基づく使用ではないが、本則要求である物理的・化学的性質強度等は有するように設計をすると。
0:43:44	ということだった。
0:43:45	だけだと思えますけども、ちょっとこの今の記載がですねちょっと何を
0:43:50	言いたいのか、何を説明どういった基本設計方針なのかっていうところがちょっと不明確かなと思っていて、
0:43:57	ちょっとその確認された方法っていうのはどの使い方とかも含めてちょっと考え方を聞くとまだお聞きしたいんですけども、その上で踏まえてちょっと少し明確

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	になるように、いやより基本設計方針が明確になるように修正しますということ で内容まで御検討いただければと思うんですけども。
0:44:14	いかがでしょうか。
0:44:16	はい、九州電力オオクボでございます。現状のまず記載につきまして、
0:44:23	はもともと今おっしゃっていただいた通り、従来特任劣ってる材料の部分がご ざいましてべき基準によらない。
0:44:31	ですけども音速に従って要求事項に対しては満足する設計であるT、そういつ たものを使いますよというところは九州電力として宣言する必要があるのかな というところを考慮しておりますその記載が今現状の記載になっている。
0:44:48	それというところでございます。確認された方法っていうところで、従来考えて おりましたところは、今ちょっと補足説明資料 7-1 棟でも説明しております が、この別記 10 によらない材料に対して、
0:45:03	の適合性の説明っていうのは許可段階から説明をしておりますでジルカロイポ ート同等以上の性能を有してるといってそこを確認した上で使えますと、いうと ころを一旦して期待していたというところが
0:45:19	当初の考えでございます。今ご指摘いただきました通り現状の記載で
0:45:27	本則に従うっていうのは当然モースその通りかなというふうに思ってます、こ こで言って、記載すべき内容として今考えているところとしましては 10 日から そういった確認している内容、そういった方法に従って、
0:45:45	やりますというところと、具体的に技術基準の要求を満足するっていうところは その物理的・化学的稚拙を十分保持してるといってところと、強度もちゃんと満 足するものを使いますよと、そういったことを宣言する必要があるのかなという ふうにちょっととらえ、
0:46:02	ましたので、補正にてそういった趣旨に見直しさせ、
0:46:07	直そうかなというふうに考えております。以上です。
0:46:10	。
0:46:11	。
0:46:13	はい。原子力規制庁ニシウチです。
0:46:18	考えは承知しました。
0:46:22	一番最初の問題意識はですね。
0:46:25	確認された方法で誰がどう確認して、それをそれをどう使うんだっていうところ の何かちょっと不明確かなと事実確認をされていて思ったところだったので、たま た今今回どう設計しているんだっていうのがより明確になるように基本設計方 針に記載すべきかと思っておりますので、そこは

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:43	先ほど説明があった通りちょっと検討はいただければなと一つちょっとあったのは、先ほどの確認をさせていただきましたけども、例えば酸素含有量については、少なくとも許可を受けた化学成分値ではないと思っています、
0:46:59	まさに詳細設計で
0:47:02	資料を1番目明確化っていう形なのかちょっとどういった表現が正しいかわからないですけど、ちょっと詳細設計をしている部分あると思いますので、端的にその許可を受けたとだけ記載するとちょっとそれはそれでまた語弊は生じるのかなと、そういったところも含めて寄りの明確化になるように記載は検討いただければと思います。よろしくお願いします。
0:47:22	九州電力をおくらせ今ご指摘いただいた点も含めましてちょっと記載は検討したいと思います。以上です。
0:47:32	はい。規制庁ニシウチです。承知しましたよろしくお願いします。まず1点目は私から以上です。続けて2点目少しお待ちください。
0:47:51	規制庁ナカです。2点目は私の方から端的に申し上げますと申請書の添付書類についての話です。現在添付書類としては
0:48:05	共通事項として、
0:48:09	設置許可との整合性が乗って行って、あと、
0:48:14	個別の施設として耐震と影響度等のやつがついていると思いますんで。
0:48:21	実用炉則の別表第2添付書類はこれをつけなさいというのが決まっていて、その中で認可の申請または届け出に係る工事の内容に関係があるものに限るということで、工事の内容に関係がないものについてはつけなくてもいいという形になっています。
0:48:39	それ以外の理由で添付書類つけない。
0:48:43	ということについては、何も決まっていないので、
0:48:47	工事2の内容に関係がある。それについては必ずつけないといけないということになっていますので、今回の例としては、玄海のほうの申請書で結構なんですけれども、
0:49:00	少なくとも、15条の健全性については、
0:49:04	燃料体そのものが、その検査について、
0:49:12	評価対象となっているので、たとえ既工認と同じだったとしても、この健全性についての
0:49:19	添付書類は必要かなと思っていますんで、工事の内容に関係があるものとは何ぞやという話なんですけれども、今までずっと
0:49:31	ここへいろいろと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:34	こういうものをつけるこういうものをつけないっていうふうな表作って表現していただいていると思うんですけども、少なくとも工事対象施設そのものが、評価の対象になっている場合ですとか、
0:49:47	評価するにあたって、
0:49:51	工事対象施設の設計内容が必要なものについては、
0:49:56	工事の内容に関係があるものというふうに解釈するのか自然かなと思っています。
0:50:02	例えば、
0:50:07	大分衝撃について言えば、外部衝撃位に
0:50:11	対する対応が建屋に
0:50:14	すべてAになってきたりしている場合であれば、燃料の設計によらないので、添付書類はなくてもいいのかなというふうに思うんですけども、今回の燃料体については、少なくとも先ほど申し上げた通り健全性の部分と、
0:50:30	耐震は、
0:50:33	そのものに耐震性を求めているので個別の資料としてついている形になっていると思いますんで、火災とか、
0:50:41	溢水については、そもそも防護対象なのかとか、その
0:50:47	適合性を判断するような当たって燃料体の設計内容が必要であれば、
0:50:52	添付書類としてつけていただく必要があるのかなと思っていますので、その
0:50:58	立ち入り禁止とかはそもそも向上そのものに対する
0:51:02	要求であって、燃料体の設計によらないものだと思うのでそういうのも必要ないとか、そういう感じで、添付書類の判断をすべきなのかなと思っております、
0:51:14	ざっくりと15条は必ず添付書類をつけていただく必要があると思っているんですけどその点についてはいかがでしょうか。
0:51:23	はい、九州電力方向でございます。まず今回の申請にあたってなんですけども、もともと今回の申請っていうところでいきますと、検査制度が見直されたことで、従来設認、
0:51:38	等の燃料体設認で出していたものと後任が事業者が出していたものが統合されて設工認という形になった。
0:51:47	それを踏まえて申請をする必要があるというふうになったと。
0:51:52	いうふうに認識してございます。今回の設工認の申請書をつくるに当たりましては、従来設認側で説明していた内容を工認に取り込むってところが主な内容になってくるのかなというふうに思っております、従来の燃料設認がで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:08	説明していた内容っていうのは、先ほどの話もありました 23 条がへの適合に加えて、工場側の適合っていうのも、燃料設認側で説明しておりましたんで、それを工認設工認側に取り込んだときに説明すべき事項っていうところで今回の申請書をつくっている。
0:52:27	ていうところがまずあるというふうに思っております。また今ナカ山の方から言っていたいただいた通り規則の別表第 2 のところで工事に関係するものっていうところを出すことっていうふうに法令上規定されておりました、工事に関係するものは何かっていうところが、
0:52:44	おっしゃっていただいた通り今で言う補足説明資料 1-2 で申請対象設備に対して適用条文を整理しまして、適用条文の中で申請の中で説明しないといけないものに対して添付資料を作成してその適合性を説明するというところ。
0:53:03	それを踏まえまして申請書を例添付すべきものが決まってくるのかなというふうに考えております。
0:53:10	実際設計適合性の説明っていう形でいきますといろんなパターンがあるのかなというところで、具体的に設備の仕様を踏まえて、耐震計算ですとか、強度評価ですとかそういったものを行っている。
0:53:25	ものでそれを評価することによって適合性を確認しているものですか、設置先ほど防護設計の溢水ですとか自然現象等に対する防護設計のように、
0:53:37	ある一定の建家で守りますとか、影響受けない敷地の高さにおきますといった、そういう設計方針で適合性を確認しているものとそれぞれあると思ってまして、最初に申した具体的な仕様を踏まえて、
0:53:55	この評価をして、それで適用性を確認しているっていうものは基本的に申請書には、時に関係するものとしてつけるのかなというふうに考えております。あの防護設計等で設計方針で守っているものですか、そういったものにつきましては設計方針に変更がない場合っていうのは、
0:54:13	工事に影響がないものとしてス従前から整理しておりました申請書につけてないものを
0:54:20	従来から整理しているものというふうに考えております。
0:54:24	先ほどありました 15 条の検査を 15 条 2 項の試験検査に係るところにつきましても、説明としましては試験検査ができる設計とするという設計方針を御説明することで適合性の確認をいただいているというふうに思っております。
0:54:42	試験検査ができるっていうところ具体的な仕様まで含めて、特に説明しているものではないので、どちらかといいますと設計方針に変更がなければ、あの申請書には添付市内側に整理されるのかなというふうに考えておまして、その整理は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:56	基本的には今までと変わってないものというふうに考えております。以上ですよ。
0:55:03	規制庁ナカです。先ほども申し上げた通り、
0:55:07	添付書類の要否については工事の内容に関係があるかないかであって、
0:55:12	影響があるかないかではないわけなので、
0:55:18	工事の内容関係があるものについてつけていただきたいということです。
0:55:25	一緒に電力を越えごさいます。炉規則別表第2にそのように書かれてるっていうのは承知してございまして、じゃあ具体的にどういったものをつけるのかっていうところは、新規制基準以降の個別工認等でも、補足1に適用条文の整理等添付書類の整備を
0:55:42	した上である必要なものを添付するっていう整理は変わってないものとござい 持つ従来からやっているものだと思っております、その炉規則の養鶏自体も 今回終わってるものではございまして、工事に関係するものをつけるっていう、 そこに対して何か追加の要求があったものというふうには認識していませんが、
0:56:03	学べ従来から御整理だというふうに思っております。以上です。
0:56:14	規制庁のナカです。制度的な意味からすると設認が後任にここにはない設工認 に
0:56:22	変わっているんで、設工認の中で全部の説明をしていただいて、それを
0:56:30	必要に応じて添付書類をつけていただくことになっているんですけども、
0:56:35	15条で言えば、
0:56:39	4項のタービンミサイルも燃料体は、防護対象になっていて、それも評価されて いると思うんですけども、
0:56:51	そこについてはどういう扱いになってるんですか。
0:56:57	九州電力オオクボでございまして。タービンミサイルにつきましても
0:57:02	燃料につきましても、CVの中にある丸紅の岡村の中にあるものでござい ますので、そういった設備で守られているものにはなりません。そこに影響しないとい うのは、10従前からタービンミサイルの評価で確認しております、そこに
0:57:18	それはそういうことで守るっていう設計方針に今回変更ございませんで、変 セキその設計方針変更はないというふうに考えております。
0:57:26	以上です。
0:57:28	規制庁なんかですと設計方針とか本文で書いてある内容でっていうことですか。
0:57:35	はい。
0:57:36	その通りです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:38	規制庁の中で数量は新規制
0:57:42	工認のときにも、
0:57:44	燃料体に対しては 15 条の設備を文をつけていないということですか。
0:57:49	九州電力オオクボでございます。新規性基準の時につきましてはその時に要求事項が変わっているか変わってないかっていうのをまず整理してございます。替わってものに変わってないものにつきましてはまず概要のところでの要求事項あかん。
0:58:07	変わっておらず、従来から確認しているっていう宣言をした上で、層厚今回、今回といいますのが新規性基準のときに変わった内容に対して、追加のセキ決定と適合性の説明をしているという構成になってございますので、基本的には説明をしているものというふうに考えております。以上です。
0:58:27	規制庁の岡です。では、ちょっと個別に申し訳ないんですけどタービンミサイルの評価については、
0:58:36	設置当時の工認のときに、
0:58:39	評価して、それずっと何もしていないということですか。
0:58:57	九州電力オオクボでございます基本的にはそういった整理になろうかと思いません
0:59:03	燃料お釜の中で使うっていうのは当然建設時から変わらないものですので、そこに対して何か変更があれば、改めて説明が必要なところあるかもしれないんですが、そういった設計変更はないものというふうに認識してございます。
0:59:18	一方ですね。
0:59:22	規制庁ナカです。このタービンミサイルの評価って確率でやるんじゃないかなかったですたっけ。
0:59:29	九州電力オオクボです。はい、そういったところも含めて増加をしてございます。
0:59:38	規制庁の岡です。
0:59:42	ベッセルの中に入れば大丈夫ですっていう評価ではないですよ。
0:59:47	はい。
0:59:54	九州電力Odysseyちょっとあの、すみませんこと説明の仕方が申し訳なかったんですけども、おっしゃる通り発生確率の詰めた上での評価をしてございます。助言する。
1:00:10	規制庁なんかです。結論から言うと、
1:00:14	今の補足説明資料における、添付資料の必要性の有無については、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:25	影響の有無で判断されているので、まずは影響の有無じゃないですよということとをまずお伝えしたいということと、
1:00:31	15条については、設備改良じゃないかと思っていたわけですけども、そもそも瀬、
1:00:40	基本設計方針のみで、
1:00:43	説明し切る。
1:00:45	ということであれば、
1:00:49	少なくともその旨は、
1:00:52	添付資料の要否も必要なのかなと思いますので、ちょっと15条の
1:01:01	その要件についての詳細設計自体が、
1:01:07	葬祭設定のその説明自体が、
1:01:09	不要かどうかっていうのがちょっとにわか
1:01:12	理解できないんですけども、
1:01:17	もしタービンミサイルの話を
1:01:21	建設当時に話すしてそれを
1:01:25	添付書類としてつけているのであればそれを呼び出すようなのが必要なんじゃないかなとちょっと思うんですけどもその辺についてはいかがですか。
1:01:43	九州電力方向でございます。まず一つ目の法人関係するものっていうところは、従来からその要求に対して、補足12っていうところで整理をしてきているっていうのは、資金の方にも設備も含めて、そのように整理してきておまして、
1:02:02	この要求事項等が変わっているものではないというふうに思っているんですが、そこは何か要求事項が変わったということなんでしょうか。規制庁要求事項が変わったのではなくて、
1:02:15	添付書類の養父用については、
1:02:18	影響があるかないかではなくて関係があるかないかで判断してくださいと。
1:02:23	お伝えしてるだけです。
1:02:57	九州電力方向でございます。すみませんちょっと今一度理解してないところもありますので、確認させていただければと思いますが、補足説明資料1のところで適用条文整理してございますが、
1:03:12	適用を受ける受けないっていうところをまず整理した上で、今回の申請の中で御説明する必要があるかどうかっていうところを、またスクリーニングをかけているわけなんですけど、関係があるっていうのはその適用を受けるっていうところすべてを含むということって言われてるんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:33	規制庁のナカです。的を受けるというか、そもそも別表第2でこういうものをつけてくださいって書いてあって、
1:03:42	作るものについては工事の内容に関係があるかどうかで判断する形になっているので、
1:03:49	関係があるか。
1:03:51	内科で添付書類のつけるつけないを判断すべきものということですと、
1:04:00	実際にそれが
1:04:03	今回の評価に
1:04:06	はい。
1:04:07	新たに評価するかしないかは関係ないと思うんですけども、
1:04:15	例えば地震について言えば、
1:04:18	新たに評価し直したものではないけれども関係するものだからつけているわけですから、そういった扱いにしてくださいというふうに言ってるだけです。
1:04:28	九州電力オオクボでございますように、今のところでいけば、耐震の話でいきますと、その関係するものというところをどういうふうにかというところで、まず適用条文を整理した上で、
1:04:41	その的よう条文に対する適合性の説明すとしてどういった説明をやっているのかということを含めて整理しております、具体的な手法も含めて、あの適合性を確認しているものにつきましては、改めての申請で脱水、
1:04:57	ものとして整理をしてございまして、設計方針等でBPO性を確認しているものにつきましては、設計方針が変わらないものにつきましては、工事に関係しないもの。
1:05:10	この工事によってその設計方針が変わるものでないんで関係しないものということで整理しております、その考え方は従来からそのように整理しているというふうに考えております。
1:05:22	規制庁、川です。冒頭でちょっとお話をしたと思いますけど。
1:05:27	今回の場合でいうと、燃料体そのもののそのものが評価対象になっていた理事評価にあたって燃料体の設計の内容が
1:05:36	評価に使われている場合については関係のある工事なんじゃないかと思っっているわけなんです、そういう意味からすると、タービンミサイルは、燃料体自体が防護対象になっていて、確率的な評価のところのときに、
1:05:50	評価されている燃料体そのものに対して評価されているので必要ないんじゃないですかということ
1:05:56	お話しているので、
1:05:59	評価内容が

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:01	関わってる関わってないかじゃないというふうに認識しているんですけど。
1:06:07	九州電力方向でございます。今回の申請につきましては最初の冒頭に申し上げさせていただきました通りある検査制度見直しに伴って申請をするというものでございまして、燃料につきましては、今現在使っている燃料、
1:06:25	で、何ら設計変更はないものですので、そういった変更があるものではないというふうに
1:06:31	今回申請はするんですが、何か設計変更があるから新設する何か新たな工事をするからってということではないのかなというふうに考えております佐久間で検査制度見直しに伴って出すものかなというところで、当然設計変更があるものではありませんので、従来からの設計に変更があるものではないというふうに考えております。
1:06:52	以上です。
1:06:56	規制庁の中ですね、それを承知の上なんですけど、そもそも、
1:07:01	設認では耐震見てないんじゃないですか。
1:07:05	審査対象になってないけれども参考として確認してただけで、
1:07:13	そういう意味からすると、設工認で一通り燃料体の
1:07:18	設計と工事内容確認しているのが我々の作業だと認識しているんですけど、そういう意味からすると設備を網羅的にやっていただきたいんですか。
1:07:29	九州電力オオクボでございます。燃料体設認のパッキンにつきましても耐震性の説明はしてございます。申請書の中に丸でございまして。また今
1:07:44	ちょっとタイトル申し上げますとか提言核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等というところが平成 29 年に一部改正されたときにも
1:08:00	燃料体に対しては、一応、
1:08:02	実用炉で言います五条の耐震と 23 条の炉心等のその部分を確認するというふうに
1:08:10	なっておりますように整理されてるってところも踏まえまして、
1:08:16	もう燃料体としては、一応節ステーションした燃料体の設認のほうでも耐震の説明自体は含まれていたもの。
1:08:26	になろうかと思えますんで、今回の設工認に取り込むにあたって、
1:08:31	従来工認側で説明していた耐震棟間違いがないと、従来工認側で確認していたところによると、そこで適合性が確認できるんですっていう 1 面、
1:08:42	説明は必要かなというふうに考えておまして申請書自体はつけております。
1:08:48	ここですね、9 兆ナカです。説にとつたら 29 年より前ず、
1:08:53	ですよね。で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:56	被覆管バックフィットの時は互助 5 条の 4 校、
1:09:01	だけを審査対象としていたので、そういう意味からすると一部 1 項を見ていないんです。
1:09:06	今回 1 と 4 を合わせて、
1:09:09	資料出していただいているという形からすると、そもそも、
1:09:14	設認では 23 条のみを見ていて、
1:09:18	体制については、参考としてとしてしか見ていないので、そういう意味からすると、2 平米等、
1:09:25	29 年のときの被覆管バックフィットで全部見ているわけではないんですが、
1:09:33	九州電力方向でございます 24、失礼しました当社の
1:09:39	燃料体設認としましては－29 年より前に、これは申請しているものではありません。またバケットの
1:09:48	受けました 5 条 4 項のところにつきましては当然それより前に出していた申請になりますので、そこに対してはのほうに今まで説明しているものというふうと考えております。ただ燃料設認の部分につきましては 4 項のところは含まれておりませんが、従来より耐震のところも説明していたということもありますんで。
1:10:08	そういった意味で取り込むにあたっては、その旨を一部必要なのかなというふうと考えております。以上です。
1:10:16	規制庁ナカです。そう。今までの説明からすると耐震の説明書もいらないうのが九州電力の判断ですか。
1:10:26	九州電力を効率今回の設認につきましては必要なものというふうと考えております。
1:10:34	その考え方としては二つございまして従来の適合性の確認をどういうふうに行っているかといいますと、その燃料の具体的な仕様を含めて適合性を確認してございますので、そういったものについては改めて申請するときにはつけるものというふうに行います。
1:10:51	整理しておりますので、つける必要があるというところと、今回、つつ、
1:10:57	制度見直しに伴って新設するものというところと、
1:11:00	そういった意味でもつける必要があるというふうと考えております。以上です。
1:11:07	はい。
1:11:08	規制庁ナカです。だったら 15 条もつけるべきなんじゃないですか。
1:11:13	九州電力オオクボです。15 条につきましては燃料設認で説明している内容、そういった項目ではないということが一つと、従来からの確認としては設計方針で確認している土地

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:26	設計方針で適合性を確認しているもので、その設計方針が変わるものではないので、添付するものでは側の整理ではないというふうに考えております。以上です。
1:11:56	規制庁のニシウチですけども、ちょっとまず、今の補足説明資料の1と2があると思うんですけど、その中で、具体的に今説明されているような内容をまず起こしていただいてもいいですか。
1:12:12	その上でこちらでもう一度全体を通して確認して筋が通っている整理になっているのかどうか含めてちょっと一度確認をした上で何かあればまたヒアリングで確認をさせていただければいいのかなと思うんですけど。
1:12:25	多分このままあと何かいろんなところの話をナカ並行的にしても多分あまり設定進まないのかなと思いますねまず資料に起こしていただいてもいいですか。
1:12:35	九州電力のイケダでございます。今に周知さんがおっしゃったのは、今、
1:12:44	やりとりがあったような内容で我々としてはこう考えているというものにつきまして、補足説明資料の1と2のほうに
1:12:58	そういった具体的な記載をまずはした上で、
1:13:04	話をすべきではないかということをおっしゃっているというふうなことでよろしいでしょうか。
1:13:13	規制庁ニシウチですその理解で結構です
1:13:18	ちょっといろいろな条文に多岐に渡っての説明をやりとりをしているので、多分お互い同じ資料をた沼津持った上で話をしないと多分すなかなか共通認識に至らないのかなと思いますので、ちょっとまず資料2を超して蓋を改めて確認をする際っていうのが趣旨なんですけどもいかがでしょうか。
1:13:40	九州電力のイケダでございます。はい。数
1:13:44	資料のほうにですね、まず我々考えも含めてですね書きまして、掲示したいというふうに考えております。
1:13:55	はい。規制庁ニシウチです。何か新しい補足をつくるということは今の1と2を充実いただくというイメージかなと思いますのでよろしくお願ひしますナカ冷めよろしいですかね。はい。
1:14:09	ありがとうございます。
1:14:13	本件はちょっとすいません。まず資料を作成いただいて、ちょっと整理をできればなと思いますのでよろしくお願ひします。
1:14:21	規制庁側からもよろしいですか。
1:14:28	。
1:14:56	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:57	はい。規制庁ニシウチです。ちょっと今の点部長の件についてちょっと私のほうからあります筋が通ったっていう形でちょっと話をしましたけども筋が通ったというか、手続きに必要な書類が全部整っているかという観点での確認だけでければいいのかなと思いますので、まずは資料に起こしていただいて、
1:15:17	こちらのほうで確認を改めてできればと。
1:15:19	思います。よろしくお願いします。
1:15:22	一応規制庁側から伝えられて浄化を川からお伝えべき事項は現状以上ですけども、
1:15:32	さっきたい町全体通して何かありますでしょうか。
1:15:37	IPP規制庁の関です。
1:15:41	本件、
1:15:45	認可希望時期等々を考えると添付資料7につけましょうという点も含めて、
1:15:56	共通認識を持たないとちょっと先に進まないところありますのでそのところが共通認識になるように末はきちんと側近早期にちょっと議論を進めて移化に至りたいと思っておりますのでちょっとご対応の方お願いいたします私から以上です。
1:16:19	九州電力のイケダでございます。はい。まずはですね、先ほどご提案ありましたところですね、対応して参りたいと思います。
1:16:31	はい。規制庁ニシウチです。他に規制庁側から全体通してよろしいですか。
1:16:38	はい、九州電力から全体通して何かありますがよろしいですか。
1:16:47	九州電力イケダでございます。はい。特にこちらからはございません。
1:16:53	はい。規制庁に周知です。承知しました。それでは今日の話の踏まえて資料まだ拡充いただいて、また御提出いただくところになるとかなと思いますのでは引き続き対応の方よろしくお願いします。
1:17:06	それでは今日のヒアリングがこれで終了にしたいと思います。ありがとうございました。
1:17:13	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。